

国(厚生労働省)の助成金に県が上乗せして助成！

テレワーク導入助成金を創設しました

テレワークの新規導入に取り組む県内中小企業事業主を支援します！

		概 要	
対象事業主		国(厚生労働省)が実施する「働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)」の支給決定を受けた県内中小企業事業主で、令和3年3月19日までに県に「テレワーク導入助成金」の支給申請をした事業主	
		国の「働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)」の助成率に応じて助成 <u>国の助成金については裏面参照</u> 《助成上限額》1企業当たり50万円	
助成率 (上限額)		国の助成率	県の助成率
		対象経費の 4分の3	対象経費の 4分の1 (国支給決定金額の3分の1)
		対象経費の 2分の1	対象経費の 2分の1 (国支給決定金額と同額)

《助成のイメージ》

テレワーク導入にかかる総経費

助成の対象となる経費

テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更、労務管理担当者に対する研修、労働者に対する研修、周知・啓発、外部専門家(社会保険労務士など)による導入のためのコンサルティングにかかる経費

国が3/4を助成 (上限1企業当たり300万円、1人当たり40万円)	→	残りの1/4 (上限1企業当たり50万円) を県が上乗せ助成
国が1/2を助成 (上限1企業当たり200万円、1人当たり20万円)	→	残りの1/2 (上限1企業当たり50万円) を県が上乗せ助成

助成の対象外の経費 (企業負担)

シンクライアント以外のパソコン、タブレット、スマートフォン等の購入費

【県のテレワーク導入助成金についてのお問い合わせ先】

長崎県 産業労働部 雇用労働政策課 電話 095-895-2714 FAX 095-895-2582

参考

国の「働き方改革推進支援助成金」

新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコースについて

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークの新規導入に取り組む中小企業に対して、その実施に要した費用の一部を助成するもの。

対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主
助成対象の取組	テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更等 パソコンやルーター等のレンタル・リースの費用も対象(当コースのみ)
主な要件	事業実施期間中に、助成対象の取組を行うこと、テレワークを実施した労働者が1人以上いること
助成の対象となる事業の実施期間	令和2年2月17日～5月31日
支給額	補助率1/2 1企業当たりの上限額100万円

詳しい内容は厚生労働省のHPでご確認ください！

テレワークコース 厚生労働省

検索



国の「働き方改革推進支援助成金」テレワークコースについて

時間外労働の制限その他の労働時間等の設定の改善及び仕事と生活の調和の推進のため、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成するもの。

対象事業主	テレワークを新規で導入する中小企業事業主		
助成対象の取組	テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更等		
主な要件	事業実施期間中に、助成対象の取組を行うこと、成果目標(対象労働者全員にテレワークを実施・週平均1回以上実施)を設定し、その達成を目指すこと		
助成の対象となる事業の実施期間	交付決定の日(令和2年4月1日以降)～令和3年2月15日		
支給額	目標達成	補助率3/4	1企業当たりの上限額300万円 1人当たりの上限額40万円
	未達成	補助率1/2	1企業当たりの上限額200万円 1人当たりの上限額20万円

詳しい内容は厚生労働省HPでご確認ください！

テレワークコース 厚生労働省

検索



上記助成金のお問い合わせ先

テレワーク相談センター 電話 0120-91-6479

平日9時～17時

テレワーク 相談

検索



テレワーク総合ポータルサイト

テレワーク総合ポータルサイト

検索



厚生労働省がテレワークに関する情報を一元化して、テレワーク導入を検討する企業やテレワークに関心がある方に様々な情報を提供するために開設！！気になる企業の導入事例も紹介しています！